

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成23年10月31日
山梨県人事委員会
委員長 中矢 恵三

本日、本委員会は、議会並びに知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の勧告を行いました。

本年3月11日の東日本大震災により、甚大な被害が出ている東北3県はもとより、福島原発の事故による放射線の影響、被害など、国民生活や経済活動への長期間にわたる影響が懸念されるところです。

震災の影響で、本年の民間給与実態調査は、例年より1か月以上遅れ、6月24日からの実施を余儀なくされました。

この時期、大変厳しい状況のなかで、民間事業者の皆様の調査への深い御理解と御協力を得られましたことに、心より感謝申し上げます。

さて、本年の勧告では、一昨年、昨年に引き続き、職員の月例給が民間を上回っていることが明らかになったことから、給料表を引き下げることとしました。

特別給については、民間の状況とほぼ均衡していることから、改定は行わないこととしました。

また、報告では、職員の給与について、給与構造改革における経過措置額の廃止等や、その他の給与上の課題に関して言及しています。公務運営の改善では、仕事と生活の調和のため、男性職員の育児休業取得促進を図るための必要な措置を実施し、男性職員に一層の育児参加を促す必要性などや、定年の段階的な引上げについて、国の対応や他の都道府県の検討状況を注視しつつ、民間の動向等も把握する中で、進めていく必要があることなどについて言及し、併せて、職員の健康管理、服務規律の確保等について言及しています。

一方、人事院の国家公務員制度改革に関する報告については言及していませんが、今後の国会における国家公務員制度改革関連法案の審議の推移や、地方公務員への影響などについて、本委員会としても引き続き注視して参ります。

本委員会の給与勧告は、憲法で保障された職員の労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることにより、適正な給与を確保

する機能を有するものであります。

このため、本委員会は、毎年、県内民間企業の従業員の給与と職員の給与の実態を調査・比較し、その均衡が保たれることを基本として、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与水準、物価・生計費等も総合的に勘案して、今回の勧告を行ったものであります。

議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割について深い理解をされ、本委員会の勧告のとおり実施されるよう要請いたします。

なお、特例条例による減額措置は、地方公務員法に定める給与決定の原則の趣旨とは異なるものであることから、できる限り早期に、本来の適正な給与水準が確保されることを求めます。

今回の勧告は、一昨年、昨年に続いての月例給の引下げという、職員には厳しい内容となりました。特に、管理職の職員には、特例条例による給与の減額措置がなされている中での勧告となりましたが、民間の状況等を十分認識され、県民の期待と信頼に応えるべく、職務に精励されることを期待します。

県民の皆様におかれましては、この勧告の意義と職員が行政の各分野において県勢の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、深い御理解をいただきたいと思います。